

分な資源と情報が適切なタイミングで提供されれば、それらの資源を自らの力で生活の糧として取り込んでゆく能力は既に一定のレベルで有しているものと考えられる。しかし、後者のケースについては、自らの「生きにくさ」が自身の依存性に立脚していることを認識しなければ、様々な資源や情報の提供があったとしても、それを有効に使うことは出来ないレベルである。まさにアクションアプローチにおける問題の直面化からはじめなければならないケースである。

本調査に先んじて行われた生活保護ケースワーカーへのインタビューにおいても「何とも抜け出しがたい、自立（＝保護離脱）可能性の低い母子世帯が少数ではあるが認められる」と話すワーカーも見られたが、後者のケースは、このような処遇困難ケースのひとつといえよう。

6. 生活保護受給による「自立」 ー 共依存からの脱却 ー

すべてのケースが、夫と離婚し、しかも乳幼児をはじめとする低年齢児を抱え、就労の見通しもなく、結局、生活保護の受給に至っている。しかも生活保護に至るまでの過程において、ほとんどのケースで転居も経験されている。

この一連の生活保護に至るまでの生活困難を乗り切る過程でのコストは、決して少ないものではない。しかも、親の代からの母子世帯であるが故に、有効な援助資源としての親族との関係も疎遠になっているケースが多い。このことは、世代的にアクション問題を抱え、それを乗り越えようとする過程において、多大なコストがかかる一方で、プライベートな援助関係は逆に失われてしまう。したがって、次世代の母子世帯としては公的制度以外に頼るものはない状況に否応もなしに立たされてしまうことを表している。

この点で生活保護制度は、生活の崩壊過程をくい止める働きをしており、危機に対応する危機介入として機能している。この適切なタイミングでの制度の紹介と保護の開始が母子世帯の生活崩壊をくい止める上で極めて重要である。

また、生活保護の受給は、保護開始後、保護費の支給を中心として日常生活の安定化をはかり、さらには、例えば子どもが障害を負えば行政の障害福祉担当部課との連携を計るなどといったネットワークングを行う。つまり、生活保護とは、被保護母子世帯にとっては、生活崩壊の危機をくい止め、以後継続的かつ包括的な援助を提供する総合的な援助であり、これは、母子が離婚後、親元に里帰りして、両親の手厚い援助の下で同居することに等しい役割を果たしているのである。

筆者は、ミクロな対人援助のレベルでは、離婚に至った経緯や離婚そのものを問題とすることはできないと考えている。学歴や所得階層に関わらず、配偶者に共依存的性格が強く存在することなどは、結婚前に吟味することなどできないのが当たり前であり、今日では、結果的に婚姻関係そのものがうまく行かないことは、決して特別なこととしてとらえられるものではない。また、それを問題視することは、今日、急速に増えている離婚後母子世帯の存在そのものを否定することにつながりかねない。

問題は、離婚後の援助のあり方に集約されるといっても過言ではないだろう。この点で前述のような、アクションに伴う家族問題を回避し、離婚を経験した母子にとって生活保護の受給は、母子の人間的自立を援助する極めて効果的な援助となっているのである。単に就労し独力で生計を営むことを生活の目標におくならば、生活保護の受給は、アディ

クシオン問題によって引き起こされた結果であり、依存として捉えられる。しかし、世代的な問題の伝播構造と離別前の生活状況、そして離婚についての母親本人の認識などをトータルに捉えた場合、生活保護の受給は、共依存関係やアディクションから脱却しようとする意味で、自立へのステップとして位置づけることができる。

7. 生活保護から子育て支援への展開

子どもの年齢が比較的低い段階の乳幼児期から義務教育年齢までは、どのような親でも、子どもの育児と教育が家庭内の最大の関心事であるといえる。生活上の主たる課題は、育児と教育、家計をささえる就労であるといえよう。

夫との協同でも困難な課題を母親ひとりが担うという点での困難は、母子世帯に共通のもの、当然のことながら、被保護母子世帯にも重くのし掛かっている。

乳幼児を中心とした低年齢児を抱える被保護母子世帯の生活課題は、母子世帯に共通の課題と同時に、世代的な影響を受けた母親が生活保護を受けながら、これにとりくむという点での困難性があり、この両面から捉えられる必要があるだろう。

乳幼児を抱えることによる就労困難があり、そして育児や教育について、親として学習しなければならないことは数多い。とりわけ第一子の場合、子育てや教育、また子どもをあずけながらの就労についても経験がなく、困惑することが多い。被保護母子世帯の場合、ほとんど相談相手がいないケースが多くみられた。社会関係や援助関係の条件に乏しい被保護母子世帯では、対人関係のスキルに弱かったり、それが適切な情報の入手は行動を阻害することにつながったりする。また、育児や教育について助言してくれる親族や友人関係に乏しいケースが多く、そのような相談できる相手の不在を訴える母親もいた。生活困難に遭遇したとき、その状況の科学的理解は問題解決の基礎であり、その点は、当事者も援助専門職も同じである。当事者に問題の科学的認識を持ってもらうことは援助の基本でありそのための情報提供は不可欠な援助である。しかし、せいぜい被保護母子世帯がアクセスできる情報は、友人による経験情報のレベルであり、子どもの発達状況の理解や育児のあり方、親子関係の持ち方についての科学的理解に立脚したものではない。この点で育児や教育についての情報提供を含めた母親への有効な援助は、母子の自立にとって不可欠な条件である。

また、基本的には7例とも就労による自立（＝保護の離脱）を希望しているが、同時にほとんどのケースで、育児と就労の両立への不安が訴えられている。その困難性から、「しばらくは生活保護のお世話になることで我慢しよう」とはなすケースも見られた。

これは保育・相談の体制問題として考えることもできるが、被保護世帯は保育施設への措置は可能であることを考えれば、単純な保育施設の問題や専門家による相談体制の問題だけではない。母親にとってアクセスしやすい相談体制や適切な情報の提供は不可欠な条件であるが、この点は被保護層に限らず、母子世帯に共通の課題である。しかし、被保護母子世帯は、こうした条件へのアクセスの点で、他の母子世帯に比べより一層の困難がある、と考えるのが妥当であろう。

この類型の被保護世帯の場合、育児をサポートしながら親としてどのように成長するか、が極めて重要な援助課題であり、子どもの成長過程にあわせて適度な就労への方向付けとその援助が、保育体制の提供とセットで行われなければならない。子どもを保育所にあず

け就労することと、子育てをする母親として自らが成長すること、この両者のバランスをどのようにとるかは、母親の健康状態や、対人関係のスキル、理解力、就労の技能といった人間的技能の問題と、子どもの心身の健康などの具体的な条件のなかで、どのように方向付けるかにかかっている。仮に、母親に生活技能が十分に形成されていても、子ども心身の障害がある場合には、就労が困難であることは想像に難くない。

制度的な援助だけでなく、ライフステージ毎の生活課題に応じた、教育や情報の提供といった人間的成長をサポートする非制度的な援助が、有効に展開される必要がある。

生活の安定を生保で計り、ライフステージ毎の乗り越えるべき課題に対する教育福祉的な援助を、ボランティアや非営利団体の援助などによって展開することは、被保護母子世帯の生活の自律性と人格の独立性の獲得において必要不可欠な条件であろう⁷⁾。

(註)

1)大友信勝「母子世帯調査報告 一被保護母子世帯調査を中心として」生活問題研究 創刊号 生活問題研究会 1985 においては、アディクション問題の発生や離婚といった被保護母子世帯の生活史が個別事例としてまとめられており、その生活史的なプロセスと問題発生要因が詳細に分析されている。

2)稗田里香「暴力・アディクションとソーシャルワーク」ソーシャルワーク研究 vo.29 No.1 相川書房 2003

主たる概念規定は齊藤学によるものである。

3)野口祐二『アルコールリズムの社会学』日本評論社、1996

4)杉村宏「I 貧困の世代的再生産 研究の方法と課題」『貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究』平成14年度厚生労働科学研究費補助金報告書 主任研究者 杉村宏、2002

5)窪田は、かねてから、生活問題の世代間重層性を指摘し、ソーシャルワーカーによるアセスメントの過程において、クライアントを含む3世代のジェノグラムをとることを提唱している。

6)稗田里香 前掲論文

7)青木紀編『現代日本の「見えない」貧困 一生活保護受給母子世帯の現実』明石書店、2003

生活困難世帯の子どもに対する学習支援活動の意義と課題

野村 智・杉村 宏

序章 研究の視点

下町区学習支援ボランティア、通称「夜の勉強会」はすでに18年の蓄積があり、報道機関や出版物でも取り上げられていて、その限りではさまざまな観点から検討されている活動である。この学習支援活動を改めて取り上げる上でわれわれの研究の視点をあらかじめ明らかにしておくことが、本研究における位置づけともなるであろう。

貧困の世代的再生産が注目される所以は、子どもがどのような環境の下で生まれ育つのかということは、子どもにとってまったく責任のとりようのない問題であるにもかかわらず、貧しい環境の下で育った結果、貧弱な社会化しか達成できなかったとしてもその結果責任を負わされてしまうという点にある。

もちろん今日ではすべての子どもに対して平等な教育が保障されており、自分が生まれ育った環境とは異なる生活世界へ階層移動する機会が与えられているから、単純にあるいは運命論的に貧困が世代的に再生産するというわけではない。

教育は、たしかに子ども達を少なくとも学校という場では平等に扱うであろう、またどの子どもにも学ぶ権利、教育を受ける権利は平等に保障されているというであろう。しかしながらたとえ学校という場では平等な扱いを受けたとしても、子どもの生活世界は、両親の働き方、地域社会との関係などによって秩序付けられた社会階層に彩られたものである。とりわけ底辺に位置づけられた社会階層 - 貧困階層の子ども達にとって学校の場さえ平等なものではなく、そこで展開される学校教育は、むしろ社会階層を固定化し不平等を増幅させる場合さえある。

したがって貧困の世代的再生産を打破するための方策を、教育とりわけ学校教育のあり方の再検討という、いわばマクロな視点からの研究が欧米を中心にして展開されてきた。

わが国でも社会階層と教育をテーマとした研究が近年かなり取り組まれているが、貧困階層に焦点化した研究は欧米ほど多くはないから、こうしたマクロな視点からの研究も必要であることは言を俟たない。

しかし教育から疎外され社会からも排除された存在としての公的扶助階層とその周辺層の子ども達を、貧困の世代的再生産の循環の中から引き離すための支援のあり方を検討する場合、もう少しミクロな視点で学校教育から抜け落ちかかっている子ども達への支援のあり方を、個別的に検討する必要があるように思われる。そのような検討が学校教育のあり方というマクロな視点での再検討にも役立つものであることはいままでもない。

そのようなミクロな視点で見ると、現状における学校のあり方はともかく、学校や教育が本来持っている意義の一端にでも子ども自身が気づき、自分自身の不登校の状態に向き合いそれを乗り越えようとする努力、あるいは長期的な見通しや展望ではなくとも、当面する進路選択にあたって今何をなすべきかという課題に向き合いその努力の一步を踏み出す力、こうした力を取り戻すことができるようになる支援のあり方はどのようなもの

であり、その際自立支援の核になるものは何かというレベルで課題を考えることである。

「夜の勉強会」はささやかな支援活動であるかもしれないが、学校に行けない子ども、学力不振で高校進学をあきらめてしまっている子ども達が、なぜこの学習会に参加し続けるのか、子どもに対する支援活動が家族や地域社会にどのような影響を与えるのか、子ども・公的扶助ケースワーカー・ボランティアの学生・家族地域社会の人々との関係の中にどのような変化が生まれているのか、参与観察によってこれらの点を解明することがこの活動の自立支援としての意義を明確にすることである。本論文は2年間にわたる野村智の参与観察とインタビュー調査の結果を研究会における討議を経て、第1章以下の論稿を野村が取りまとめたものである。

第1章 課題と方法

1 貧困の再発見と「貧困の世代的再生産」

(1) 研究動向とその意義

1960年代の貧困の再発見は、J・K・ガルブレイスのいうアメリカの「豊かな社会」に見出された。この代表的なものとして、アメリカの貧困戦争に直接影響を与えたとされるM・ハリントンの著書『もう1つのアメリカ』(*The Other America, 1962*)があげられる。ハリントンは、1959年時点で全人口の20~25%にあたる4000万人ないし5000万人が貧困であったことを明らかにするとともに、貧困者たちは閉ざされた環境のなか、世代間で再生産される「貧困の文化」にとらえられていると指摘している。これに代表されるような貧困認識は、社会保障改革に対する圧力だけでなく、先進資本主義社会における病理現象としての貧困の強調を再燃させるものでもあった。そして、このような状況を背景に、貧困から抜け出せない人々の存在は、いわゆる「貧困の文化 (culture of poverty)」論や「貧困のサイクル (cycle of poverty, cycle of disadvantage, cycle of deprivation)」論とも関連して論じられていった。

こうした貧困の世代的循環をめぐる議論は、その原因を個人や家族、特定の集団にもとめるか、それとも社会・経済政策の失敗にもとめるかについて、激しい論争を巻き起こした。その力点をいずれに置くにせよ、貧困の世代的循環は、大きな関心事となってきたことは確かであり、従来の社会保障の拡充や資源の再分配とは異なる枠組みの政策的アプローチを発展させた。この新しいアプローチは、社会・経済の構造的欠陥の認識が希薄な側面をもっていたが、貧困層の子どもの将来にかける対策を具体化させていった。

さらに、イギリス新労働党政権は、子どもの貧困削減を重要な政策課題として位置づけている。1999年にブレア首相は、彼の政権が20年間で子どもの貧困根絶すると公約した。その後も新労働党政権は、10年間で子どもの貧困を2分の1に、そして2004年までには少なくとも4分の1を削減すると発表している。こうしたなか、貧困や剥奪の著しい地域において子どもの教育を重視する教育行動地区 (EAZⁱⁱ) やシュア・スタート (Sure Startⁱⁱⁱ) などの施策も実施されている。このような政策的対応からみても、貧困の世代的循環の阻止は、アメリカやイギリスにおいて重要な関心事となってきたといえる。

ところで、このような、現象的には貧困が世代間で継承ないし再生産されるような状況

の解明は、どのようになされてきているかをみておきたい。こうした状況は、近年の長期にわたる縦断的・追跡的なパネル調査を用いた研究によって把握され、子ども時代の「貧困の経験^{iv}」や世代間で継承される不利の影響を明らかにしている。

アメリカでは、政府内外でこうした研究による子どもの福祉 (well-being) の分析は、所得の領域をはるかに超えて、教育、健康および健康保険、住宅や社会環境などと、それらの所得貧困 (income poverty) との重複も含め、徹底的に調べられている。また、イギリスの代表的なパネル調査には、全国児童発達調査 (National Child Development Study: NCDS) やエセックス大学のパネル調査 (British Household Panel Survey: BHPS, 1970 British Cohort Study: BCS70) などがあり、これらを利用した分析は、数多くなされている。これらの成果に、世代間やライフコースにおける社会的排除の継承 (Intergenerational and Life-Course Transmission of Social Exclusion) を扱った J・Hobcraft や Wendy Sigle-Rushton の分析がある^v。これらの分析は、子ども時代の不利が世代間で継承され、ライフコースを覆って存続する範囲などの分析をしている。そして、貧困な成人期をもたらす、強固で一般化された要因を確認し、ジェンダーによる相違がもたらす特徴に脚光を充てている。また、貧困の計測や客観的事実だけでなく、参与観察やインタビューなどの質的調査に基づく研究も数多く存在する^{vi}。これらの研究は、貧困のただなかにある人々の考えや、選択の軌跡を取り上げ、それらの人々の間で体験されている貧困の主観的側面をとりあげている。

日本では、世代間にわたる貧困の継承ないし再生産を分析できる長期のパネルデータが存在せず、アメリカやイギリスのような追跡的・縦断的把握による実証は、困難といえる。しかし、生活保護層とその周辺層である生活困難層を対象に、世代間にわたる貧困の継承ないし再生産を扱った研究は、わずかながらおこなわれている。

たとえば久富らの調査研究グループは、公営住宅の生活困難母子世帯を中心にすえて、教育・子育てに関する事例調査や、不登校・高校不進学・高校中退を経験した青年の学校体験に関する調査をおこなっている (久富・田沼・山崎・長谷川・小澤, 1993)。そこでは、階層の分化と再生産とともに、家族論・子育て論・青年論・学校論・教育論・地域論があるという二重の意味づけが見出されている。

また、児童養護施設や教護院 (現・児童自立支援施設) など施設で暮らす (暮らしていた) 子どもに関する研究も貧困の世代的再生産の一端を示している。そこでは、学齢期児童の低学力や不登校、非行などの問題の存在、そして施設を退所した後も底辺的な労働に従事している等の事実が明らかにされている^{vii}。

さらに、杉村・青木らは、社会的にも貧困層とみなされる階層が社会の底辺に堆積し、固定化する傾向を「貧困の世代的再生産」という概念を用いて、そのような状態を生み出す構造とその存在形態について明らかにしている (青木ら, 2003)。青木は、生活保護受給母子世帯を中心とした生活史の実証分析のなかで、貧困の世代的再生産分析の社会的意義として次の4点を示している。

- ① 「継承されているように見える貧困」「見えないでいる貧困」の内実を明らかにすることによる「関係者」「国民」への貧困認識の問題提起。「家族幻想」「ガンバリズム神話」から解き放ち、家族問題の解決にも貢献する。

- ② 生活保護制度など公的扶助の性格規定を、貧困から抜け出そうとする苦闘の歴史過程の分析と再構成を通じて、よりはっきりさせるための材料提供。
- ③ 脆弱な家族に依拠して問題解決を図る政策展開と、それを支える家族イデオロギーや幻想を直視し、「家族安定」への方策を探る。階層間・家族間の教育資源の不平等を是正し、家族を安定させる政策への転換は、より民主的な家族の構造を促進させる。
- ④ 「富の世代的再生産」との関連で社会的不平等を問うことにつながる重要な位置にある。「機会の平等」の実質化に向けた課題を明らかにし、とくに貧困は、その「障害」であるという視点を明確にしうる。

(2) 子どもと家庭の二極化

ところで、近年の所得格差の拡大に伴い、日本の社会が豊かで平等であるとする、いわゆる国民総中流という認識のゆらぎは、経済学・社会学・マスメディアをはじめ、一般国民にも浸透しつつある（橘木，1998；佐藤，2000；荻谷，2001；橘木・荻谷・斎藤・佐藤，2004）。こうしたなか、家庭の経済状況によって子どものライフチャンスが規定されてしまう「機会の不平等」が指摘されている。就学援助や教育扶助の利用率^{viii}をみても、生活保護受給にはいたらないような低所得世帯が大規模に存在し、私的責任の強い日本の教育・福祉供給のあり方下、生活困難を抱える層が増加している。したがって、近年の子どもや若者をめぐる状況は、その出身家庭によって、十分な教育達成や雇用を確保できるものと、親を資源として利用することができず、それらにありつくのが困難なものへと、二極化していく傾向を強めていると考えられる。

1990年代末に本格化する若年者雇用問題の発生からは、若者の問題を社会経済構造問題として議論する流れもでるようになった（玄田，2001，2004；小杉，2003；宮本，2002，2004）。そこでは、社会階層やジェンダーによる差異、家庭背景・低学歴といった社会的不平等が指摘され、若者に対する教育・就労・社会参加支援の必要性が主張されている。若年層の低所得世帯率の推計からは、深刻な若年貧困の実態把握もなされている（駒村，2003）。このように労働市場の変化が若者にもたらす影響や生活実態は、明らかにされるようになってきたが、政策課題としては意識されていない現状がある。

さらに、今日の子どもの家庭を取り巻く状況は、配偶者暴力や子ども虐待、いじめや不登校、子どもの自殺など、複雑・多様化している問題に直面している。とくに、子ども虐待では核家族化や少子化、地域社会の希薄化による子育て世帯の孤立にくわえ、経済的なしんどさによるストレスが重なることで、虐待を生む土壌が一般化していると推測される（安部・前橋・吉川・才村，2003）。これらの問題群は、いずれも幅広い階層に浸透している問題といえるが、社会階層の視点からの問題把握や、地域社会・社会福祉機関のあり方なども問われているといえよう。

2 研究枠組み

本研究の目的は、上記のような「貧困の世代的再生産」「子どもと家庭の二極化」という問題関心から、社会福祉の視点に立って生活困難世帯^{ix}の子どもと家族の具体的な支援のあり方を実践的に検討することである。もし、不利な条件での生育が子どもの将来に影響しないのであれば、生涯に渡る個人の福祉にとって脅威とはならない。しかし、もし、そ

のような不利な条件での成育が子どものライフチャンスや社会の一員となっていくうえで障害となるとすれば、それは、脅威となる。それゆえ、生活困難世帯の子どもの実際に「大人になる」過程の内実を把握したうえで、それに対する支援策や方法を考えていく必要がある。

さらに、家族が抱える社会的不利を継承させず、貧困・低所得の生活からの脱出を支援するには、経済的・文化的・社会的資源の活用ないし文化資本の蓄積を可能にする効果的な介入の体系化が不可欠である。Jack と Jordan (Jack & Jordan, 1999) は、所得不平等の低減と並んで、とりわけ子どもの福祉にかかわる社会的資本の強化を、社会的排除に立ち向かう最も重要な手段とみなしている。これは、「貧しいコミュニティの社会的資本(文化的実践, 規範, ネットワーク, つながり, ノウハウをとおした、人々がおこなうあらゆる類のインフォーマルな相互作用) と、利用できるソーシャル・サポートを活用する親の力量の開発」(同上, pp.248) を意味している。彼らは、貧困な家族への所得再分配に賛同すると同時に、彼ら自身の生活を形成する者、そして彼らの問題に対する彼ら自身の解決策の著述家として、居住者に従事するコミュニティ開発アプローチに賛同している。Jack らは、さらに生活水準の改善と並んだ、いわゆる“下からの (bottom-up)” アプローチが重要であると論じている。本稿では、このジャックとジョーダンの指摘を仮設的な理論枠組みとする。

本稿におけるこうした“下からの”アプローチの重視は、現代の貧困への視点が低所得だけでなく、特定集団が社会の通常の世界や制度からの排除されるプロセス、そして家族や近隣といった社会関係のあり方などに及んでいるという理由によるものである。もし、子どもと家族の生活困難が、そのような多側面に及んでいるとすれば、インフォーマル・ネットワークだけではなく、専門職によるフォーマル・ネットワークをも形成し、総合的サポート・ネットワークを形成・活用することが必要となる。そして、その実現は、具体的な実践のレベルで検討されなければならない。このことは、生活困難世帯の支援にあたって、地域の専門職がどのように、当事者を含めた市民との共同を任務としていくべきかを問うことにもなるだろう。

3 研究方法

(1) 研究対象と方法

これまでの研究は、生活困難世帯の状況や子どもの貧困の経験を、かなりの程度明らかにしてきたといえる。しかし、生活困難世帯の子どもと家庭への具体的な支援策については、実際に支援をおこなってきた実践も少なく、その社会的位置づけや評価も、十分にされていない。そこで、本研究では、東京下町区(仮)における生活保護世帯の進学学習援助活動(以下、「下町区学習会(仮)」)を対象として選定し、フィールドワークをおこなった(この学習援助活動については、第1章で詳述する)。

本研究の舞台となる、学習援助活動のおこなわれてきた下町区は、東京都の東端に位置し、江戸川と荒川に挟まれた地域と、荒川と旧中川に囲まれた向島からなる。本項では、区の地域的階層的特色(以下、地域特性)を簡単に把握しておきたい。そこで、以下では、東京23区の空間構造の解明をおこなった社会地区分析の研究から、下町区の地域特性を仮説的に明らかにしておきたい(倉沢ら, 1986)。

この研究の知見によると、下町区の占める地区は、東京 23 区の居住分化における社会経済的地位の西高東低の傾向に示されるように、相対的に社会経済的地位の低い地区となっている（同上，p.52）。社会階層に関する指標においては、区のほぼ全域で〈第 2 次産業就業者比率：75 年〉、〈ブルーカラー比率：75 年〉が高くなっており（同上，pp.139-145）、〈高等教育修了者比率：70 年〉が全般的に低くなっている（同上，pp.169）。また、区南部地域においては、〈自営業者比率・男：75 年〉が高く、それとほぼ重なるように〈家族従業者比率・女〉も高い（同上，pp.149 - 155）。これらのことから、相対的に学歴の低い、製造業や筋肉労働に従事する労働者と自営業者の多い、典型的な下町地域としての傾向を持っていたことが推測される。

家族と住宅に関する指標においては、区北西部を除き〈年少人口の比率：75 年〉（同上，pp.85）、〈核家族世帯比率：75 年〉、〈子どものいる世帯比率：75 年〉が高くなっている（同上，pp.109 - 111）。これらの地域は、大規模な公営住宅のある地域と重なっており、高度成長に伴う労働力人口の大都市集中と地価の恒常的高騰を背景に、郊外の団地や低家賃の民間借家に流入してきたニューファミリー層がその主流を占めていると考えられる（同上，pp.108）。さらに、これらの地区では、〈多人数家族比率：75 年〉が高くなっているが、老人との 3 世代同居ではなく、子どもの数が 3 人を越えることによって多人数家族になったと推測される（同上，pp.118 - 119）。

ところで、上述の知見を整理すると、どのような生活困難世帯の傾向をつかむことができるだろうか。生活困難世帯の生活問題に関する一定の仮説を導き出してみよう。これらの知見からは、社会階層が相対的に低く、家族構成からみても脆弱な核家族であり、他地域からの流入により家族・親族のネットワークも脆弱な世帯が数多く形成されていたと推測される。そして、多子化による多人数世帯化が進めば、子どもの養育・教育の費用も大きくなることが予想される。

近年の下町区では、就学援助の認定率が小学校・中学校ともに 2～3 割に達しており、教育費の捻出の困難な世帯が数多く存在している（区教育委員会資料，2003）。同時に、このことは、就学援助の認定基準が生活保護の 1.5 倍と高く設定されていることとかわわっていると考えられ、低所得世帯の就学を支える施策として機能しているといえよう。

また、住宅についても、公営住宅に入居できれば、一定の居住水準を確保できるが、もし、公営住宅に入居できなければ、住宅に困窮すると考えられる。公営住宅法改正の経緯からみても、日本の住宅政策は、「救貧住宅」化する過程と市場化の道をすすんでいた（本間，2004）。したがって、公営住宅では貧困なコミュニティの集住化がすすみ、その周辺では公営住宅に入居できず、持ち家取得や公団住宅への入居が困難な層が幅広く存在することになったと考えられる。実際、下町区の平成 10 年における世帯類型別にみた「夫婦と 6 歳未満の子どもを持つ世帯」、「夫婦と 6～18 歳未満の子どもを持つ世帯」の最低居住水準未満の世帯は、それぞれ 15, 170 世帯（5.0%）、22, 280 世帯（14.7%）に達している（区都市開発部，2003）。ただし、平成 10 年住宅・土地統計調査からは、都営住宅や東京と住宅供給公社・都市基盤整備公団といった公的賃貸住宅は、合わせて 1 割を占めている（同上，2003）。

それゆえ、下町区におけるさまざまな教育・住宅に関わる施策の充実は、若い世帯の流入・定住の契機となっており、居住者の暮らしを支えている点に留意しておく必要がある

だろう。

(2) 課題設定

本研究では、上述の学習援助活動を対象に、2002年12月から2004年10月にかけて学生ボランティアとして学習援助をおこないながら、参与観察をおこなった。このなかで学習援助活動の担ってきた4名のケースワーカー、活動に利用者として参加していた4名(以下、卒業生)への事例調査(第2章)、そして活動を利用していた卒業生の家族1名への聞きとり調査をおこなった(第3章)。本研究では、これらの聞きとりで収集したデータの他に、以下のものを用いる。

- ・ 対象となる学習援助活動を扱った既存の文献や資料
- ・ 活動関係者から提供された資料

また、第2節で示した研究枠組みと対象に関する仮説に基づいて、具体的な検討課題として、以下の3点を設定した。

- ① 生活困難層の生活の客体的条件を形成する下町地域の地域特性を加味しながら、生活困難世帯の生活問題を明らかにする。それをとおして、本研究の調査対象となる学習援助活動は、どのような課題に取り組んできたのかを、地域の社会経済的な特徴との関連で位置づける。そして、具体的な援助の内容として進学学習援助が位置づけられてきた背景と、その社会的意義を明らかにする。
- ② 「機会の不平等」が子どもの「大人になる」過程での選択の軌跡にどのような影響を及ぼしているかを明らかにしていきたい。これは、学習援助活動に参加していた卒業生の生活史などから検討する。そして教育・就労などの選択の軌跡において、高校進学という具体的な課題の支援をとおして、社会的自立ⁱに向かう転機を作り出したり人生を支援したりする、他者の存在の意義を検討する。この作業をとおして生活困難世帯の子どもに対する支援の基本的視座と方向性について一定の知見をえる。
- ③ 生活困難世帯の子どもへの社会的自立に向けた支援、ならびに子どもと家庭のサポート・ネットワーク構築に向けた課題を検討する。生活困難世帯は、地域においても孤立していると考えられ、高校進学の支援をとおしたケースワーカーや学生ボランティアのかかわりに、どのような効果や意義があるのかを検討したい。そして、地域の専門職は、生活困難世帯の子どもへの支援にどのような役割を担い、課題に取り組んでいくべきかを検討したい。

i アメリカでは、補償教育(compensatory education)としてのヘッド・スタート計画、初等・中等教育への援助、マンパワー開発(職業訓練)プログラム、そして食糧援助(Food Stamps)、さらにいわゆる従来からのAFDC(Aid to Families with Dependent Children, 要扶養児童家族援助)などが、イギリスでは有名なプラウデン報告(Plowden Report, 1967年)などによって貧困層の子どもへの教育が特別に重視されてきた(青木, 1997)。

ii EAZは、政府が不利と貧困の地域における教育水準を高めるという公約の一部として、社会的排除局を設けたすぐ後に公示された。同時に、保健行動地区(Health Action Zone: HAZ)も教育分野と密接に共同するという指示とともに設置された。

iii シュア・スタートは、4歳以下の子どもとその家族を標的にしている。教育雇用省大臣・公衆保健省大臣による推進文書の共同序言では、あらゆる証拠が早期対応と支援は家庭崩壊の減少に役立つことを示しているとし、子どもたちの学校への準備、社会的排除の

予防が地域社会の再生、犯罪減少へとつながり、長期にわたって利益をもたらすと述べられている。

iv 「貧困の経験」は、個人や世帯を一定期間追跡して、その所得が貧困基準よりあがったり下がったりする、その動態を捉えようとする方法により把握される。通常の貧困調査をある時点での貧困のスナップ・ショットだとすると、「貧困の経験」は被写体を追い続けるムービーに喩えられている（岩田，2004）。

v この2つの分析では、「社会住宅（social housing）で暮らしていた子どもは、大人になっても社会住宅に住みやすい」、「単純労働に従事する父親をもつ子どもは、自身も単純労働に従事しやすく、彼／女らの家族も低所得に陥りやすい」などの類似する知見が示されている。

vi 『ハマータウンの野郎ども』、『家庭の3つの資源』などがある。

vii 松本伊知朗（1987）、高口明久・生田周二（1993）などを参照。

viii 小西祐馬（2004a）、生活保護の動向編集委員会（2004）を参照。

ix 日本の貧困は「生活保護層」に代表されて捉えられる傾向があったが、社会的排除の議論や生活保護行政における補足率の低さの示すように、制度には結びつかない層をも含めた支援課題の検討が必要である。そこで、本稿では、生活保護世帯・低所得世帯を念頭におきつつ、ひとり親や社会的に孤立した子育て世帯も含むものとして「生活困難世帯」ないし「生活困難層」を操作的概念として用いることにする。

x 社会福祉における「自立」の概念は、経済的自立、生活の自立、精神的自立、あるいは人格的自立、人間的自立など多様な側面を含む。本稿で扱う子どもの「社会的自立」とは、社会的な関係に力点をおいた自立である。この場合に重要なことは、子ども・青年の依存しつつ自立する過程を、共感をもって大人が受け止めることである。折出（折出，1993）は、このような考察に基づいて、自立を、「社会的には、自分から他の人々とのあいだの依存・交わり・相互信頼を築きつつ、関係を質的に豊かに作り変えていくことであり、同時にそれは、内面的には、自由を希求する自己を生み出し発達させていくことである」としている。ただし、個別・具体的な子どもの状態をとらえ、「社会的に自立した状態」であるか否かを、判断することはできない。そこで、本稿では、「社会的自立」を援助課題の方向性を明らかにするための操作的概念として用いる。

第2章 学習援助活動成立の社会的条件とその展開

1 「下町学習会」とは何か

(1) 「下町学習会」の概要

「下町学習会（仮）」とは、1987年に下町区の公的扶助ケースワーカー（以下、ケースワーカー）により創設され、2004年現在まで18年間にわたり継続されている任意のボランティア組織である。この組織は、生活保護世帯（以下、保護世帯）の中学生への進学学習援助を目的に創設された。あとで詳述するが、この背景にあったのは、家庭や学校におけるさまざまな困難を抱え、低学力に苦しんでいた子どもの状況に対するケースワーカーの問題意識である。本稿においては、この組織の運営・管理までを含めて「学習援助活動」もしくは「活動」とよぶ。また、この活動のなかでなされる、具体的な支援を「学習援助」とよぶことにしよう。

現在、この組織は、数名のケースワーカーがボランティアの形をとりながら、管理・運営の責任を負い、学生ボランティアを中心に運営されている。この組織の活動は、区福祉事務所からも承認されており、区のケースワーカーは、世帯訪問のなかで保護世帯に活動の紹介をおこない、対象となる中学生（中学1~3年）を募っている。

冒頭でもふれたが、この活動は、基本的には保護世帯の中学生が利用者となっている。ただし、学習援助の場に来る中学生は、保護世帯の中学生に限定されない。この理由は、2つある。1つ目の理由は、この活動では保護世帯の中学生が友達を連れてきても、参加を拒まない方針を堅持しており、保護世帯の子どもの友達も利用者となるためである。2つ目の理由は、下町区では福祉事務所と区校長会との連携もあり、この活動に不登校の中学生が紹介されることもある。したがって、この活動の利用者は、保護世帯の中学生に限定されていないのである。また、活動に携わってきたケースワーカーの話によると、保護世帯の中学生に誘われてくる友達の家庭にも、稼ぎ手の失業・疾病、低賃金の長時間労働のため親子が密接に交流する時間的・精神的余裕が乏しい家庭、ひとり親で子どもの面倒を十分にみられない家庭など、さまざまな生活困難がみられるそうである。

子どもたちへの学習援助は、高校受験終了後の春休みを除き、週1回を基本におこなわれている。10月から高校受験にかけては、週2回が基本となる。学習援助のおこなわれる時間帯は、PM6:00~8:00にかけてであり、会場として利用している場所は区民館の和室やその他の区公共施設である。そして、学習援助の終了後は、子どものプライバシー保持を前提に、ケースワーカーと学生ボランティアとで、スタッフ・ミーティングをおこない、その日の子どもたちの様子や、個別の援助課題等に関する検討をおこなっている。

学習援助の内容は、進学学習援助を核としているが、それだけではない。その理由は、参加している子どもの多くにさまざまな「学習のつまずき」がみられるためである。早期に学習のつまずきを経験している子どもには、中学生であっても小学校レベルの学習内容が身につけていない状況もみられる。したがって、勉強の教え方や内容は、それぞれの子どもに合わせ、彼/彼女らが学習課題に取り組むように働きかけることが求められるのである。また、家庭・学校で悩みを抱えている子どもの相談相手となる必要もある。

そのためには、まずは子どもに語りかけることからはじめ、信頼関係を形成することが必要

となる。その過程では、子どもの話し相手になったり、囲碁や将棋をしたりと、さまざまなかかわりが含まれ、それらをとおした子どもの居場所づくりも援助課題として含まれているといえる。また、サマーキャンプやクリスマス会、高校受験終了後の卒業祝いの催しといった年中行事もおこなっており、さまざまな遊びやレクリエーションにも取り組んでいる。これらのことから、学習援助の内容は、さまざまなかかわりを含んだ文化的実践であるといえる。

(3) 分析の視点

本章では、上記の活動についての文献や資料の分析、活動に携わってきたケースワーカー4名への聞きとりをとおして、この活動の展開を把握する。本章の課題は、この活動の創設された背景や、その18年にわたる継続を支えてきた問題意識、および社会的成立条件を明らかにすることである。ここで把握されるべきポイントとして、次の4つに脚光を当てる。

- ① 学習援助活動の対象となる子どもと家族の生活問題
- ② 活動の創設された背景、および活動の担い手の問題意識
- ③ 活動の継続を支えてきた社会的成立条件
- ④ 実践の社会的意義と評価

2 学習援助活動の創設とその背景

(1) 生活保護世帯の進路問題—公的扶助研究運動のなかで

1980年代、保護世帯の高校進学率の低さ、および中卒後、就職していった子どもの多くが早期に退職してしまう状況は、各地のケースワーカーによって、しばしば「中卒ブラブラ族ⁱⁱ」の問題として提起されるようになった。この問題へのケースワーカーによる注目、それ以前にもみられたが、和歌山県御坊市において暴力団員が生活保護を不正受給していた事件により、その高まりをみせた。県がこの事件に関する実態調査をおこなったところ、保護世帯の子どもたちが進学も就職もできず、暴力団に加入し、そのまま生活保護を受給していたという事実が明らかとなったⁱⁱⁱ。こうしたなか、保護世帯の中卒後の進路問題は、次第に先駆的なケースワーカーらによって、「生活力形成^{iv}」が課題であると認識されるようになったのである。

これと前後して、1981年に、足立区の保護世帯の高校進学研究グループが区部3区、市部3市を対象に、保護世帯の中学3年児童の進路調査に取り組んだ。その調査結果によると、東京都全体の進学率96.1%に対し、調査対象生活保護世帯の進学率は、78.9%であり、そのうち、定時制進学率については都3%に対し、調査対象は平均7.9%であり、下町であるA区は、9.8%と幾分高く、同時に、東京23区の所得と進学率を調べた結果、所得と高校進学率の区別順位がほぼ比例していることが明らかとなった(建石, 1989)。また、東京都が保護世帯の高校入学準備金を制度化するにあたり、1984に調査した時点での保護世帯の高校進学率は、都全体の平均進学率が全日制だけで91.3%であったにもかかわらず、68%と発表されている(建石, 1989)。

こうした調査結果に示される統計的な事実は、保護世帯の子どもたちの多くは中卒のまま社会に押し出されていた現実を表している。高校進学が社会的に一般的なものとなり、教育費を支える社会保障制度が整備されながらも、一般世帯と保護世帯のあいだには、このような教育

達成における格差が存在していたのである。

(2) 下町区のケースワーカーの状況認識

保護世帯の子どもの教育達成にみられる傾向は、下町区においても例外ではなかった。表-1は、昭和 61～63 年度（1986～1989）にかけて区福祉事務所が実施した保護世帯中学生の進路実態調査の結果である。まずは、下町区における実態を、この調査結果からみてみよう。

表-1 江戸川区における保護世帯中学生の進路

		昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
卒業 者 数		141(100.0)	151(100.0)	116(100.0)
全 日 制 進 学		86(61.0)	87(57.6)	71(61.2)
定 時 制 高 校	就 労	11(7.8)	13(8.6)	6(5.2)
	未 就 労	11(7.8)	9(6.0)	10(8.6)
	小 計	22(15.6)	22(14.6)	16(13.8)
就 労 者		21(14.9)	24(15.9)	14(12.1)
未 就 労 者		3(2.1)	9(6.0)	10(8.6)
職 業 訓 練 校		3(2.1)	4(2.6)	3(2.6)
各 種 学 校		6(4.2)	5(3.3)	2(1.7)

出所:「落ちこぼれ」たちの勉強会(p.113)をもとに筆者作成

この調査結果からは、調査の実施当時、東京都の高校進学率が全日制だけで 91.3%に達していたにもかかわらず、保護世帯の高校進学率は、定時制を含めても 72.2～76.6%であったという事実を示している。一般世帯と保護世帯の教育達成の格差については、この地域においても、ほぼ同様の傾向をもっていたといえる。

下町区のケースワーカーたちは、これらの数字の背後にある社会的現実を、実践の場において、どのように捉えていたのだろうか。これは、学習援助活動の創設者の1人であった、ケースワーカーの実践報告で詳しくふれられている（宮武，1988）。この実践報告では、公営住宅を中心とした多くの世帯で、生活保護世帯・低所得世帯の親世代の生活問題・社会的不利が家庭を媒介とし、子どもの福祉や教育・発達にも影響を及ぼしている状況が示されている。以下では、この実践報告の内容から、ケースワーカーによる状況認識や、高校進学支援の位置づけられた背景を探る。

この実践報告においては、高校進学のできなかった中卒者をかかえる生活保護世帯・低所得世帯のおかれる状況として、以下の3つの知見が挙げられている（同上，pp.22 - 23）。

- ① 中卒後、余儀なくブラブラとなった子どもたちは、貧困・低所得の家庭から、高校修学の場合の諸経費におとらないどころかその何倍もの経費を持ちだすようになる。
- ② 中卒でいったん就職したものの多くが、就職してたった一週間から三ヶ月の間にほぼ仕事を止めている。
- ③ 中卒未就職者については、生保世帯の場合、一定の指導・指示をおこなった後、「怠け者」として保護人員に含めない措置をとる（生活保護では「世帯分離」という）。そうしても、その子どもは実際にはその世帯で生活するので、その家庭の生活は最低生活を割って著しく困難になる。その場合で下に妹弟がいた場合、その子どもたちの健康と教育に大きく影響する。

これらのケースワーカーの知見は、生活保護世帯・低所得世帯において貧困が存続し、くり

かえされる状況を捉えたものである。こうした世帯の子どもが将来展望や居場所を失っていくだけでなく、こうした子どもをかかえる世帯もまた、さらなる貧困へと陥っていくことを示している。そして、こうした状況に対し、ケースワーカーは、有効な解決策を見出せなかったといえる。苦肉の策である世帯分離がこうした問題の根本的な解決策とならなかったのは、③の知見からも明らかである。さらに、この報告のなかでは、このような状況にある“高校へ行けなかった・行けない”子どもたちが中心となって、暴走族を形成し、地域全体の荒廃状態をつくっていたこと、そして地域の町会・自治会や住民も、なんらの手だてを講じられなかったことが示されている(同上, pp.24)。こうした子どもたちを多く輩出していた地域の中学校では、頭髪・服装の乱れた生徒の通学を拒んだり隔離して授業をおこなったりして、一般生徒への影響を食い止めようとすることに精一杯であった(同上, pp.24)。

このような問題状況に対し、この報告をおこなっているケースワーカーは、福祉事務所のなかで、ほかのケースワーカーに生活保護世帯の高校進学率の低さを克服すれば、地域全体の荒廃が防げると問題提起し続けた(同上, pp.30)。こうした取り組みを受けて、福祉事務所では、保護世帯への援助課題として、進路指導の重視を決めた(同上, pp.31)。これにより、当初、地域によっては、高校進学率が50%しかない状況もあったそうであるが、高校進学率は徐々にあがっていき、それとともに中学校の非行・荒廃も減少したという(同上, pp.31)。そして、この報告の最後では、学習援助活動の創設についてもふれられており、こうした取り組みを公的扶助研究運動で繰り返し訴えていったことがふれられている(同上, pp.33)。

(3) 学習援助活動の創設

学習援助活動の創設されるきっかけとなったのは、下町区のケースワーカーであった建石による事例報告である。建石は、第21回公的扶助研究セミナーの児童分科会で「自立援助としての高校進学」というテーマで事例報告をおこなった(建石, 1989)。これは、保護世帯の中学生への高校進学支援をとおして、援助者もともに学びあった記録である。建石は、この報告をとおして、保護世帯の子どもにみられる低学力の実態と、子どもの自立支援には、高校進学の支援が重要な課題であることを訴えた。

建石の報告は、その分科会に参加していた各地のケースワーカーたちのあいだで、大きな影響を巻き起こしたという。また、その報告を聞いていた同僚のケースワーカーは、建石の訴えに賛同し、ともに学習援助をおこなうようになった。これにより、個別におこなわれていた学習援助の組織化がなされ、学習援助活動は、創設されたのである。これらのことから、学習援助活動の創設は、職場の合意をもってなされたのではなく、建石の考えに賛同した、一部のケースワーカーによってなされたといえる。

(4) 創設者の問題意識

このころの建石をはじめとする創設者たちの問題意識をみてみよう。建石は、高学歴化していく社会のなかでは、中卒のまま社会へ押し出されていく保護世帯の子どもたちは、底辺の労働者として組み込まれていくことさえ困難なこと、そして、将来にわたって、よりましな仕事をえることも、困難な状況を捉えている。また、建石(建石, 1989)によると：

生活保護を受給する親のほとんどの最終学歴が中学卒業であることを考えると、親たちもまた、子どもたちと同じような少年・少女時代を過ごし、社会にでた結果として、現在の貧困世帯を形成しているということがいえます。私たちは自分の名前だけ書くのがやっとという親たちを多くみてきました。“貧困の継承”がおこなわれているのです。

生活保護世帯においては生活保護の二世代化、三世代化が始まっているのです (pp.236)。

とし、貧困の継承、ないし再生産ともいえる状況を、業務のなかで繰り返しみてきたことを指摘している。こうした貧困が繰り返される状況について、建石や活動を担ってきたケースワーカーたちは、どのような問題意識を抱いてきたのだろうか。これについて、あらためて3人のケースワーカーに聞きとりをおこなった。

* * *

「ある意味では、親と違った世界を歩ませたい、思いだね。なぜならば、親達は、生活保護を受けることによって決してよい生活を知っていないという現実をみてきたからね。だから、それを同じような形で引き継がせてはいけなくなっていうのが、思いね。これは、子ども達が落ちていくことをみていくことではなくて、それを阻止する運動を自分でやっていくんだっていうことをね。最初はそうだったんだよね。それは、ケースワーカーがみていることによって、子どもたちが落ちていくのを理解していることへの反発だったんだよね。それで、そういうこと（子どもたちが「ブラブラ族」になっていくということ）が、自分のところでいわれていることに、ものすごい違和感をもったね。ではなぜ自分たちがそれに応えて貧困の再生産を阻止する運動を起こさないのかと。働いているだけじゃダメだ、直接子どもたちとやってさ、いっしょになってやっていかなくちやしょうがないじゃないかってさ。そのきっかけを与えてくれたのが、最初の、出会いだね。」(建石 2004年9月10日 JR小岩駅前の喫茶店にて)

* * *

「相対的に金がないだけでなく、なぜ金がないのか、再生産の部分にかかっているんだと思う。たまたま親が貧困になっちゃったからっていうんじゃないくて。そのときのっていうんじゃないくて、その前から、親自体が貧困のなかで育っているところまで、かかってきちゃうんじゃないのかな。再生産っていうのは、よくわからないけど、らせん状の階段みたいな気がするんだよ。ただ、落ちてしまうだけじゃなくて、より悪いほうにいく、みたいなね。そんな気がするんだ。それがだいたいの家庭だとさ、踏みとどまろうとする意識があって、そういうのを繰り返させたくないというのがあって、その渦が上にいくか、下にいくかは、本人の力とかサポートになるものがあるかないかだよ。それがなくて本当に親自体が踏みとどまれないんだよね。そうなるとさ、親を捨てることでしか出発できないんじゃないかって思っちゃうんだよ。だけど、親を捨てての出発っていうのは、そのときは、よくてもあとで傷になるじゃない。」(Yさん ケースワーカー 50代男性 2004年10月13日 下町区福祉事務所にて)

* * *

「その子とはずっと、12年くらいの間、困ったときは連絡してきて相談に乗ったりしていたけど、その子はホームレスになってしまったんだよね。定時制に行きながら資格はとったらいいんだけど、お父さんが社会的入院をしてしまった。そのときに住宅扶助を浪費したかなんかで、保護廃止になったらしくて。それがきっかけでホームレスになったみたいで・・・学生時代には、社会は、そんな風にわかってくれないよって伝えたこともあったけど、自分のみていた子どもがホームレスになるなんて、思わなかったし。自分の家に住まわせるとか、かくまうとか、そういうのも考えたけどさ・・・。何が悪いのかったのは、わからないが、そうならないために僕らやってきたのに、という気持ちがあるよね。『こんなんなら、生まれてこなきゃよかったよ』なんて、さらっといえちゃうような感じになっちゃって。それを貧困の再生産なんだと、実感として思ってしまったというか・・・。」(Wさん ケースワーカー 男性 32歳 2004年9月8日 JR線S駅近くの喫茶店にて)

建石らによると、学習援助活動に取り組んできた問題意識は、子どもだけでなくその親達も貧困のなかで育ってきたという認識からくるものであり、貧困の再生産を食い止め、「親と違った世界を歩ませたい」という思いだったようである。彼らは、日々の業務のなかで、保護世帯の親達も、貧困のなかで生活してきた現実をみてきており、それを同じような形で次世代に引き継がせてはいけなと考えていたのである。また、上記の証言の3つ目は、学生時代にもボランティアとして活動に参加した経験を持っているケースワーカーのものであり、ごく最近でも貧困の再生産ともいえる状況が確認されていることを示している。

ケースワーカーたちへの聞きとりからは、家族を捨てるような状況でしか、子どもが人生を出発できないような状況、さらには子ども自身が生まれてきたことを肯定できないような状況への問題意識がうかがえる。この背景には、貧困が家族の価値やつながりをも破壊してしまうという危機感や、貧困の再生産を繰り返し見てきた経験があるのだろう。そして、その実践的な課題として、親へのサポートや実際に子どもたちと手を携えて問題の緩和・解消を目指していくことの大切さについてふれられている。

さらに、建石の問題意識には、貧困の繰り返されていく状況を理解しつつも、それを「みている」ケースワーカーたちへの問題提起も含まれていたことがわかる。建石は、ケースワーカーに求められているのは、子どもたちが展望をなくしていく状況を、「みている」ことではなく、それを阻止する運動を、子どもたちとともに展開していくことである—と述べている。そして、そのように考えるきっかけを与えてくれたのが、最初に勉強を教えた子どもとの出会いであり、ともに学びあった記録だったという。また、上記の証言のように、子どもとのかかわりをとおして、ケースワーカーは、子どもと家族のおかれている状況への共感的理解を深め、支援の必要性を認識することが多かったようである（建石，1989）。このことから、学習援助活動は、ケースワーカーの教育の場でもあり、職場における援助課題や問題意識の共有を促進する機能を持っていたといえる。

3 学習援助活動をとおしたネットワーキング

(1) 学校・地域社会への働きかけ

保護世帯の高校に進学しなかった子どもの状況は、学校・地域社会に周知されていなかっただけでなく、地域の問題としても認識されていなかった。こうした状況から、ケースワーカーは、学習援助活動のなかで、学校・地域社会にも働きかけをおこなってきた。活動がはじまったころの子どもたちの多くは、学校において進学希望者ではなく、就職希望者として扱われていた。そして、子ども達自身も、家庭の教育費や不登校・低学力により進学をあきらめ、「高校へ行きたい」という本音をいえなかったのである（建石，1989）。

学校は、中卒で就職していった子どもたちの状況を把握していなかった（建石・湯浅，1989，p.10）。これに対し、ケースワーカーたちは、中卒で就職していった子どもたちの状況、そしてその親の状況、子どもたちが行き場を失い、非行に走ったり女子はすぐに同棲・妊娠し、離婚したりするなどして、貧困が繰り返されていく状況を説明しながら、高校進学的重要性を訴えていった（建石・湯浅，1989，pp.10；建石，1989，pp.27-28）。こうした学校への働きか

けにより、学校も生活困難世帯の高校進学的重要性を理解していったのである。そして、その1つの成果として学習援助活動創設の4年後（1989年）に、区校長会は、福祉事務所との連携を決定し、教育研究所から子どもの紹介もなされるようになったのである（建石・湯浅, 1989, p.110）。

さらに、ケースワーカーは、こうした働きかけを地域福祉・児童福祉の推進役である民生児童委員・保護司にもおこなってきた。民生児童委員のあいだには、生活保護を受けていない世帯の子どもでも、進学せずに就職していく現実をみていたため、保護世帯の子どもへの高校進学を支援することに反対する意見もあったという（同上, pp.13）。これに対し、ケースワーカーは、学習援助活動をはじめからすぐに、年2回の民生児童委員・保護司との懇談会で高校進学支援の重要性を説明し、それがなくては、子どもたちの未来は閉ざされてしまうことを訴えていった（同上, p.44）。ケースワーカーへの聞きとりによると、こうした訴えにより、活動の開始された当時、女性が多かった下町区の民生児童委員は、すぐに「母親の顔」になり、この訴えに納得したそうである。そして、夜に遊びまわっている子どもに声をかけ、高校進学を勧めるなど、協力するようになったという。

これらのことから、学校や地域福祉・児童福祉の関係者におこなった働きかけは、きわめて重要なものであったといえる。こうした働きかけにより、客観的な状況認識、および問題意識は、地域の関係機関・職種に共有されていったのである。子どもや家庭のおかれている状況の具体的なイメージをもてなければ、高校進学に困難を抱えた世帯の人々に対する共感的理解も生まれず、現在おこなわれている連携・協力もなかっただろう。生活困難世帯をとりまく地域福祉を推進する基盤として、ケースワーカーによる他職種・他機関への働きかけは、必須のものであったといえる。

(2) 「子ども家庭部児童女性課」の協力

学校や地域福祉関係者との連携は、すでにふれた。ここでは、かつて学習援助活動に参加していた、児童女性課の職員への聞きとりからえられた情報をもとに、学習援助活動への児童女性課の協力についてふれておく。ただし、このことを説明する前に、福祉事務所と児童女性課との連携についてみておく必要があるので、そのことにまずふれる。

児童女性課は、家庭児童相談、および母子相談を担っており、かつて福祉事務所内におかれていたが、現在は、自治体の機構改革と連動して、分離されている。しかし、児童女性課の職員は、ケースワーカー経験者であるため、現在も福祉事務所との密な連携がおこなわれているという。

児童女性課と福祉事務所、および学習援助活動との連携で、とくに効果を発揮しているのは、離婚時における母子世帯への介入である。児童女性課では、離婚時に母子世帯の生活状況のアセスメントをおこない、児童扶養手当などの制度の紹介をおこなっている。そして、生活保護以外の他法・他施策での生活再建が困難であると判断した際には、福祉事務所と連携し、生活保護の適用をすすめている。

この連携の意義は、学習援助活動との関連にとどまるものではないが、きわめて重要である。具体的には、DVによる離婚から生活保護を受給する母子世帯の生活問題が挙げられる。児童

のようになってしまうと、子どもたちの個々の問題に踏み込めなくなり、活動が形骸化してしまうという危惧があったためである（建石・湯浅，1989，pp.26）。たしかに、ひとたびそのような位置づけがなされたとすれば、活動の自律性は、失われてしまうかもしれない。ケースワーカーたちへの聞きとりによると、①区の事業として位置づけられることは、財政的な裏づけに、その存続が左右される、②政策的な優先順位のなかでは、深刻な問題であったとしても、少数の問題として切り捨てられる可能性もある、③生活困難世帯の子どもを優先的に処遇することに反対の声があがるかもしれない—といった理由もあったそうである。また、このような組織体制をとることは、職場・同僚からの承認や協力をえるうえでも、必要だったようである。この点について、この活動の組織体制について、活動を担ってきたケースワーカーから聞きとった内容をもとに、以下の4点に要約した。

- ① 学習援助の対象となる保護世帯への訪問は、裁量でおこなうことができる。しかし、それは、あくまで業務の一貫である。それゆえ、業務時間中、対象となる世帯への訪問や子どもとの面接であっても、ケースワーカーの所在がわからないようでは、職場・同僚のケースワーカーに迷惑をかけ、活動に対する理解や協力をえることはできない。
- ② 職場・同僚の承認をえるための配慮として、子どものいる保護世帯を業務のなかで訪問することがあっても、ケースワーカーとしての業務を着実に遂行してきた。そして、活動や組織体制を業務枠外、つまり任意のボランティア団体とすることによって、職場・同僚の承認をえることができた。
- ③ 職場・同僚の承認をえることで、学習援助活動に講師として参加していないケースワーカーからも、保護世帯の子どもの高校進学を支援してほしいと信頼されることができた。また、活動を担ってきたケースワーカーは、講師として参加していない同僚の担当世帯の子どもも積極的に受け入れてきた。これにより、高校進学が困難な保護世帯の子どもへの介入を、区的生活保護行政という組織の水準で、継続的に可能にしてきた。
- ④ 学生のボランティアが恒常的に参加をはじめた 1990 年前後まで、活動に講師として参加した区職員は、およそ四十名を数える。毎年、10 名程度の子どもに対し、交代で常時 10 名程度の区の職員が講師として参加できる体制を確保していた。そのころの活動期間は、10 月から高校入試までの期間、週 1 回であった。協力を呼びかけた区職員は、ケースワーカー以外の行政職を含んでいる。

(2) 1990 年以降の組織体制—学生ボランティアの参入

建石の著作『福祉が人を生かすとき』の出版は、学習援助活動そのものの発展にも、大きな影響をもたらした。建石の著作を読んだ数名の大学生がこの活動を知り、学生ボランティアとして参加するようになったのである。彼らは、中野区の自主夜間中学で義務教育未修了者のために、ボランティアで講師を務めていた学生たちであった。彼らは、義務教育から排除され、落ちこぼされてきた人々に対する支援をおこなっていた経験から、建石の著作を読むことを通じて、学習援助活動の価値と社会的態度に共感を抱いたのである。

1990 年からの学生ボランティアの参入により、組織のマンパワー、および組織の継続性は、大きく強化された。それまで、ケースワーカーたちは、業務と学習援助活動、そして家庭生活